

定期検査報告書
(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。
 この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

名古屋市長 様

令和 2 年 11 月 30 日

良室コーポレーション株式会社

代表取締役 佐々木 教博

報告者氏名



検査者氏名

松井 遼



【1. 所有者】

【1. 氏名のフリガナ】

[REDACTED]

【2. 氏名】

[REDACTED]

【八. 郵便番号】

[REDACTED]

【ニ. 住所】

[REDACTED] 一丁目 1 号

【ホ. 電話番号】

[REDACTED]

【2. 管理者】

【1. 氏名のフリガナ】

リョウシコーポレーシヨンカブシキガイシャ ダヒヨウトリシリヤク サヰノヒロ

【2. 氏名】

良室コーポレーション株式会社 代表取締役 佐々木 教博

【八. 郵便番号】

464-0819

【ニ. 住所】

名古屋市千種区四谷通一丁目3番地 トップ・ノッチビル1階

【ホ. 電話番号】

052-781-3536

【3. 報告対象建築物等】

【1. 所在地】

名古屋市熱田区旗屋1-6-8

【2. 名称のフリガナ】

パークサイドアパートメントパーソンズ

【八. 名称】

パークサイドアパートメントパーソンズ

【ニ. 用途】

民間共同住宅

【4. 報告対象昇降機】

【1. 検査対象昇降機の台数】 (/ 台)

/ 台 (うち既存不適格 / 台)

【2. 指摘の内容】 要是正の指摘あり / 台 指摘なし / 台
 要重点点検の指摘あり 0 台

【八. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月 に改善予定) 無
 【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築物等の名称: パークサイドアパートメントパーソンズ

1号機

登録番号 859297-01

検査会社のコード等: 551889-01

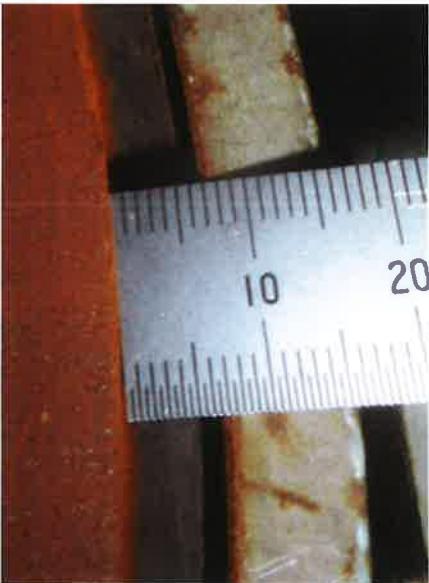
862

提出期限月 10月



別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A 4）

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 1 ）	検査結果
	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
	特記事項 最も摩耗した主索 「かごが最下階停止時に駆動綱車にかかる付近」

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 <input checked="" type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左	検査結果
	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
	特記事項

(注意)

- ① この書類は、主索及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるようにカラー撮影したものを添付してください。

所有者・管理者の皆様

名古屋市中区錦1-18-22
エス・イー・シーエレベーター株
TEL 052-223-1214

昇降機の建築基準法改正に伴う定期検査の変更についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成26年4月1日「建築基準法施行令の一部を改正する法令」が施行されました。
この「建築基準法の改正」に伴い、エレベーターの定期検査業務基準書についても改正が行なわれ、新定期検査業務基準に基づく定期検査が平成29年4月1日から実施されております。
つきましては、既存のエレベーターに対する定期検査での扱いが従来と異なってまいりますので、その概要についてお知らせいたします。

平成26年4月1日以前の法令に基づき設置された既存のエレベーターは、改正された法令に対して適合しない部分が生じるため、その部分に対して定期検査では「既存不適格」との判定をせざるを得なく、その結果を特定行政庁に報告することになります。

しかしながら、既存のエレベーターには、改正された法令が適用されないことが、建築基準法第3条第2項「適用の除外」(不適及の原則)に定められております。

従いまして、「既存不適格」と判定を受けました皆様のエレベーターにおいて、違法性を示すものではありません。よって、定期検査後も安心してご使用頂けることをお知らせいたします。

尚、主な改正内容（「既存不適格」と指摘される主な項目）は下記の通りです。

敬具

記

【建築基準法施工令の主な改正内容】

- ・エレベーターの地震その他の振動に対する構造体力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件
 1. ロープ式(機械室あり)：主索、主索の端部、マシンビーム
 2. ロープ式(機械室なし)：主索、主索の端部、かごの固定荷重又は積載荷重が常時作用するガイドレール、頂部返し車はり
 3. 直接式油圧エレベーター：プランジャー、シリンダー、圧力配管、高圧ゴムホース
 4. 間接式油圧エレベーター：プランジャー、シリンダー、圧力配管、高圧ゴムホース、主索、主索の端部、頂部綱止めはり

【平成21年9月28日より施行】

5. 戸開走行保護装置(UCMP)の設置義務付け
(全てのかご及び乗り場の戸が閉じる前にかごが昇降した場合、自動で制止する二重安全装置)
6. 地震時管制運転装置の設置義務付け
(地震時の初期微動(P波)検知装置と地震時管制運転及び地震時の予備電源装置)
7. 安全に係る技術基準の明確化
(かご、戸及び主要な支持部材などの技術基準の明確化など)

今回の定期検査報告に関してご不明な点がありましたら、
弊社【検査部】までお問合せ頂けますよう重ねてお願い申しあげます。

以上